
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱い（ステップ 4）**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 4 を採用する金融機関における債権単位での信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の判定について、「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関する ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

なお、営業債権、契約資産並びにリース債権に適用される減損モデルに関する論点（単純化したアプローチ）については、ステップ 5 において検討を予定している。また、本資料はステップ 4 を採用する金融機関が保有する債権に焦点を当てており、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては別途検討を予定している。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）では、ステップ 4 における基準開発の目的を次のとおり示した。

IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

3. 第 515 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 29 日開催）及び第 207 回金融商品専門委員会（2023 年 11 月 22 日開催）（以下「第 515 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 4 の検討を進め方として、まず次に焦点を当てて検討することを提案し、特段の異論は聞かれなかった¹。

¹ 第 515 回企業基準委員会等では、ステップ 4 を採用する金融機関における開示に関する論点

- (1) 債権単位での SICR の判定
 - (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
 - (3) 実効金利法に関連する論点（含む、金融商品の測定に関する論点）
4. 第 518 回企業会計基準委員会（2024 年 1 月 23 日開催）及び第 210 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 17 日開催）（以下「第 518 回企業会計基準委員会等」という。）では、前項(1)の債権単位での SICR の判定に関して事務局による提案をお示しし、「正常先のうち低い内部信用格付区分」の定義については別途検討するとしていた。
 5. 本資料では、第 518 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、ステップ 4 を採用する金融機関における「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関する ASBJ 事務局による分析をお示しする。

III. ASBJ 事務局による分析

ステップ 4 の取扱いに関する検討の方向性

6. 第 518 回企業会計基準委員会等では、SICR の判定に関して、ステップ 4 では、債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用し、次のとおり取り扱うことを提案した。
 - (1) 正常先に対する債権等は原則として SICR が生じていないとみなすが、「正常先のうち低い内部信用格付区分」に含まれる債権等については、SICR が生じているとみなしつつ、債権又は債権グループごとに反証可能とする。
 - (2) 要管理先を除く要注意先に対する債権等については、SICR が生じているとみなしつつ、債権単位で相対的アプローチにより反証可能とする。
 - (3) 要管理先及び破綻懸念先等に対する債権等については、SICR が生じているものとみなす。
7. また、第 518 回企業会計基準委員会等では、次の「正常先のうち低い内部信用格付区分」に含まれる債権等の取扱いに関する論点について別途検討することを提案し

は会計処理に関する論点の議論を行った後に検討することを提案した。また、第 515 回企業基準委員会等において意見が聞かれた満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては、追加の論点として検討することを予定している。

ていた。

(1) 「正常先のうち低い内部信用格付区分」の定義

(2) 債権グループ単位で定性的又は定量的な評価を利用した具体的な反証方法

8. 以降では、ASBJ 事務局が提案するアプローチをお示しする。

ASBJ 事務局が提案するアプローチ

(「正常先のうち低い内部信用格付区分」の定義)

9. ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関における信用リスク管理に関して、多くの銀行等金融機関では規制当局による金融機関の検査の基本的な考え方が示されていた旧金融検査マニュアルを踏まえた金融資産の信用リスク管理（資産の自己査定）実務が長年行われており、2019 年 12 月に金融検査マニュアルが廃止された後も、これらに基づく信用リスク管理が継続されていると考えられる。また、旧金融検査マニュアルでは、正常先の定義を「正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。」とされていた。
10. まず定性的な要因によって「正常先のうち低い内部信用格付区分」を定義することを検討するために、銀行等金融機関のディスクロージャー誌における内部信用格付区分に関する情報を調査したところ、事務局が調査する限り、正常先に区分される内部信用格付の数及び正常先に区分される各内部信用格付の記述内容は銀行等金融機関によって異なっていることから、定性的な要因によって、会計基準において「正常先のうち低い内部信用格付区分」を画一的に定めることは困難であると考えられる。
11. 次に定量的な要因によって「正常先のうち低い内部信用格付区分」を定義することを検討すると、金融機関等によっては内部信用格付区分ごとにデフォルト・リスク（予想デフォルト率：PD）を算出していることがあることから、PD をベースとして「正常先のうち低い内部信用格付区分」を定義することが考えられる。
12. この点に関連して、2024 年 2 月に開催された IASB ボード会議（以下「本ボード会議」という。）のアジェンダ・ペーパーでは、SICR の判定における信用リスクの絶対的な水準の使用に関して、次のことが記載されていた。
 - (1) IFRS 第 9 号 BC5.160 項において説明されているとおり、IASB は、全期間の予想信用損失の認識を各報告日現在の金融商品の信用リスクを絶対評価に基づいて行うべきかどうかを検討したが、当初の信用損失の予想及びその後の予想

の変動の経済的影響に近似しないこと及びどのような信用リスクの絶対評価の閾値を選択するのかによっては、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」における発生損失モデルと同様となるおそれがあることから、これを却下した。
(AP27B 第 21 項)

(2) しかしながら、IFRS 第 9 号 BC5. 161 項では、当初認識時の信用リスクが同様である金融商品のポートフォリオについて、企業が受け入れる最大当初信用リスクを決定することにより SICR の評価をより単純に適用できるとした。この場合、最大当初信用リスクを当初認識以降に信用リスクが著しく増大したことを示す絶対的な閾値として使用することになる。(AP27B 第 22 項)

13. 前項を踏まえると、「企業が受け入れる最大当初信用リスク」を一定の PD 値として設定し、当該値を超える PD となっている内部信用格付区分を「正常先のうち低い内部信用格付区分」として位置付け、当該内部信用格付区分に含まれる債権等については SICR が生じているとみなすアプローチが考えられる。このアプローチは、前項に記載した IFRS 第 9 号の考え方と整合的であると考えられる。
14. ここで、「企業が受け入れる最大当初信用リスク」となる一定の PD 値をどのように設定するかについては、企業が自ら設定する方法と会計基準において閾値を設定する方法の 2 つの方法があるが、正常先に区分される内部信用格付区分のデフォルト・リスクは、金融機関ごとに保有する貸付金や債務者の性質（債務者の事業規模や地域性を含む。）、採用する信用リスク管理によって異なると考えられるため、当該値を企業が自ら設定することが考えられる。
15. また、金融機関の中には、保有する貸付金や債務者の性質及び／又は採用する信用リスク管理などにより、正常先に区分される内部信用格付区分のデフォルト・リスクが低い場合があると考えられる。このような金融機関においては、正常先に区分されるすべての内部信用格付区分における PD が、企業が定める閾値を超えない場合があると考えられる。このような状況においては、ここで記載したアプローチを適用した結果として、正常先に区分される債務者に対するすべての債権等について SICR が生じていないものとして取り扱うことが考えられる。

(具体的な反証方法)

16. ここでは、本資料第 13 項に記載したアプローチを前提として、「正常先のうち低い内部信用格付区分」に含まれる債権等について、SICR が生じていないと反証する方法について検討を行う。
17. SICR の判定に関して、本ボード会議では、「信用リスクが著しく増大しているかど

うかの当初の評価を行うために、債務者の信用リスクを総合的に評価することは可能である」こと、及び SICR の判定において絶対的な閾値を用いることが認められるとの見解が示されている。また、IFRS 第 9 号の設例 6「当初の信用リスクの上限との比較」では、内部信用格付の変動を利用した SICR の判定方法が示されている。

18. これらを踏まえると、債務者単位で検討し、「正常先のうち低い内部信用格付区分」に含まれる債務者に対する債権等のうち、過去において企業にとって優良と考えられる内部信用格付（以下「優良格付」という。）以外の内部信用格付であった債務者に対する債権等については反証可能とし、過去において優良格付であった債務者に対する債権等については反証できないこととすることが考えられる。
19. 前項に関して、IFRS 第 9 号の SICR の考え方を踏まえると、比較対象とすべきは貸出実行時の内部信用格付と考えられる。しかしながら、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者からは貸出実行時と期末日の信用状況を追跡したうえで判断することによる負担を強く懸念する意見が聞かれていることから、実務上の負担を考慮して、前年度の内部信用格付と比較することとすることが考えられる。
20. ここで、「優良格付」をどのように設定するかが論点となる。この点、第 518 回企業会計基準委員会等では、各金融機関の実務や状況に応じて柔軟な対応が可能となる枠組みとすることがよいとの意見と客観的な検証可能性を一定程度担保できる方法が望ましいとの意見が聞かれており、それぞれの意見のバランスを考えると、一定の定量的及び定性的な判断目線を示しつつ企業が自ら設定するアプローチとすることが考えられる。
21. まず定量的な判断目線に関して、IFRS 第 9 号では、SICR を判定するうえで信用リスクの変化の大きさに着目することを求めている。この点、ASBJ 事務局による調査及び本ボード会議資料で示された SICR の判定に関する多様な実務慣行の例を確認する限り、SICR を評価するための閾値として相対的な水準（例えば、報告日時点の PD が組成時の 2 倍又は 3 倍）を用いる銀行等金融機関が見受けられる²。一方、欧州の金融機関等の事例では、PD が小さい場合には絶対値による変動額を組み合わせ

² 欧州銀行監督機構（European Banking Authority: EBA）が 2023 年に公表した IFRS 第 9 号の導入に関するモニタリング・レポートでは、組成時からデフォルト率（PD）が 3 倍（threefold）増加しているにもかかわらずステージ 1（すなわち SICR なし）としている事例に対する懸念が示されている。

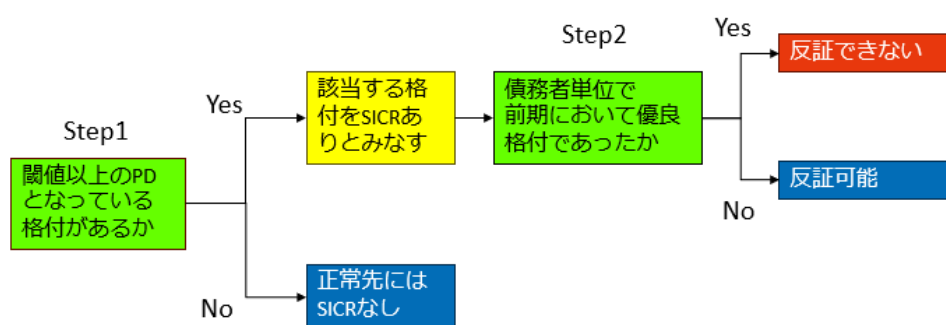
<https://www.eba.europa.eu/sites/default/files/2023-11/25b12d35-9c28-4335-a589-166c77198920/Final%20Report%20on%20IFRS9%20implementation%20by%20EU%20institutions.pdf>

せている場合がある³。これらを踏まえ、「正常先のうち低い内部信用格付区分」と比較してPDの差が一定以上である内部信用格付について優良格付とし、具体的な閾値は企業が自ら設定するアプローチとすることが考えられる。

22. この点、第518回企業会計基準委員会等では、債務者単位で「総合採算」が取れているかどうかで判断することを提案する意見が聞かれたものの、この場合には「総合採算」についての詳細な定めを別途検討する必要があると考えられることから、会計基準において定量的な判断目線として定めることは難しいと考えられる。
23. 次に、定性的な判断目線としては、債務者の事業規模や上場区分などを組み合わせることが考えられる。例えば、優良格付には、通常、業績が優良な一定規模以上の上場企業等が含まれると考えられる。
24. この点、第518回企業会計基準委員会等では、社内で将来的に内部信用格付が悪化する可能性がある債務者として管理されているかや融資目的を利用することを提案する意見が聞かれたものの、金融機関によって保有する貸付金や債務者の性質、採用する信用リスク管理が異なることを踏まえると、会計基準において定性的な判断目線として定めることは難しいと考えられる。

(小括)

25. 本資料第9項から前項で示すSICRの判定方法に関する具体的な適用イメージは、次のとおりである。




³ 欧州金融機関の事例については参考資料を参照いただきたい。

26. また、内部信用格付との関係に関する具体的なイメージは次のとおりである。

債務者区分	内部信用格付 (債務者格付)	デフォルト率
正常先	格付1	0.03%
	格付2	0.08%
	格付3	0.15%
	格付4	0.40%
	格付5	0.95%
	格付6	1.80%

反証できない

反証可能



(出典元等：日本銀行金融機構局 金融高度化センター公表の「I. 内部格付制度と信用リスク計量化」⁴を参考に ASBJ 事務局が作成。)

なお、上述のイメージでは、格付6を「正常先のうち低い内部信用格付区分」(青囲み)とし、格付1から格付4を「優良格付」(赤囲み)として示しているものの、これは今回の議論の目的でのみ示したものであり、これらは企業自らが判断することを想定している。

〔適切な引当水準を確保〕する観点からの分析

27. IFRS 第9号では、当初認識時からの信用リスクの変化の大きさを踏まえて SICR を判定することが要求されている一方、SICR を評価するための閾値について具体的な定めは設けられていない。また、本資料第25項及び第26項のアプローチは、IFRS 第9号の設例6を単純化したものであると整理することができると考えられる。
28. 一方、IFRS 第9号では、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を捕捉することを要求しているものの、本資料第25項及び第26項のアプローチでは「前年度」からの内部信用格付区分の変化のみを追跡することを提案している。このため、例えば当初認識時点から内部信用格付の格下げが段階的になされているような場合には、IFRS 第9号の原則に従って算定した場合と比較して、引当水準が過小となる場合があると考えられる。

⁴ https://www.boj.or.jp/finsys/c_aft/basic_seminar/data/re1130213a7.pdf

29. この点、ステップ4のより実務負担に配慮した会計基準を目指すという目的を踏まえ、利害関係者のコスト及び便益の観点から許容され得ると考えられるかどうか課題となると考えられる。

ASBJ事務局の提案に関する懸念事項

30. 本資料第25項及び第26項で示す「正常先のうち低い内部信用格付区分」に含まれる債権等について SICR が生じているという反証可能な推定規定を設けるアプローチは、企業が採用している最小単位の内部信用格付として正常先に複数の内部信用格付区分を設定しており、内部信用格付区分ごとに PD を算定していることを前提としたものである。
31. この点、金融機関によっては、信用リスクに応じた金利設定の観点から内部信用格付区分を設けていたとしても、財務報告を目的とした利用を前提としていないことから内部信用格付区分ごとの PD に関する情報を有していない場合や保有する金融資産や債務者の性質等を考慮したうえで正常先に複数の内部信用格付区分を設定していない場合もあると考えられる。
32. このような金融機関において、ASBJ 事務局が提案するアプローチを採用するためには、財務報告のためだけに正常先に複数の内部信用格付区分を設定することや各内部信用格付区分の PD の計測を求めることが必要となると考えられる。この点、PD の算定は会計基準の適用初年度にシミュレーション計算を行い、それに基づいた「正常先のうち低い内部信用格付区分」と優良格付をその後継続的に使用するといった負担緩和手法は考えられるものの、実務負担としては重いものになる可能性があると考えられる。
33. また、SICR の判定に関するこれまでの審議において、次のような意見が聞かれている。
- (1) 日本基準に SICR を導入する場合は、金融機関のポートフォリオの特性及び債務者区分並びに内部格付けによる管理方法に応じて様々な判定方法があると考えられる。また、債務者区分をさらに細かく区分していないケースも考えられるため、今後、丁寧に議論を進めて欲しい。
 - (2) 作成者の観点からは、相対的アプローチの適用時に必要となる当初認識時の格付け及びその PD などの情報を保持していたとしても、それを紐づける作業には相応の負担感があることは理解いただきたい。また、実務負荷については他の論点でも検討すべき課題であり、一通り論点を整理した段階で全体として受け入れ可能か総括することが必要と考える。

ASBJ 事務局の提案に関する懸念事項を踏まえた代替的なアプローチ

34. 本資料第 30 項から第 33 項に記載した ASBJ 事務局の提案に関する懸念事項を踏まえると、正常先について SICR の判定を行わないアプローチについても検討することが考えられる。この場合、次のいずれかのアプローチが考えられる。
- (1) 正常先に区分される債務者に対する債権等について、一律に SICR が生じていないとみなす。
 - (2) 正常先に区分される債務者に対する債権について、常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定する。
35. 以降では、前項のアプローチを採用することによる利点及び懸念事項について分析を行う。

(一律に SICR が生じていないとみなすアプローチ)

36. このアプローチは、正常先に区分される債務者に対する債権等について一律に SICR が生じていないとみなすものであり、金融機関等において正常先に複数の内部信用格付区分を設けていない場合であっても対応することが可能であることから、実務負担に関する懸念事項には対応することができると考えられる。また、これまでの審議において、このアプローチを選好する意見も聞かれている。
37. ASBJ 事務局が提案するアプローチとこのアプローチを比較した場合、ASBJ 事務局が提案するアプローチでは正常先内の内部信用格付の PD を確認したうえで一定の場合には SICR なしとして取り扱うのに対して、このアプローチでは金融機関等の状況にかかわらず会計基準として SICR なしとして取り扱う点が異なっており、金融機関等の状況を反映せず引当水準が過少となる可能性があると考えられる。
38. また、IFRS 会計基準を適用する金融機関における金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示（IFRS 第 7 号第 35M 項等）⁵を確認する限り、旧金融検査マニュアルにおける正常先に相当すると考えられる内部信用格付（信用リスク格付け）に区分される金融資産について SICR が生じている（Stage 2）と判断している事例が見受けられている。このことから、IFRS 第 9 号の実務と大きく乖離する可能性があると考えられる。
39. このような状況において、正常先に区分される債務者に対する債権等について一律

⁵ 具体例は別紙を参照いただきたい。

に SICR が生じていないとみなす定めを設けた場合、もはや国際的な会計基準と整合的な会計基準として取り扱うことができる範囲を超えたものとして位置付けられる可能性があると考えられる。

40. ここで、ステップ4における基準開発の目的に関して、第515回企業会計基準委員会等では次のことを確認している。

今回の減損プロジェクトが国際的な比較可能性の向上を目指すものであることはステップ4にも当てはまるものであることから、実務負担の観点からIFRS第9号の定めを一部見直す場合であっても、国際的な比較において引当水準が大きく下回る結果とならないように考慮していくことが必要と考えられる。

41. 仮に会計基準において正常先に区分される債務者に対する債権等について一律に SICR が生じていないとみなす定めを設ける方向で検討を進めるとした場合、ステップ4においても国際的な比較可能性の向上を目指すという目的の見直しが必要になると考えられる。

(常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定するアプローチ)

42. このアプローチは、IFRS第9号において重要な金融要素を含む営業債権やリース債権等に適用することが認められている常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定するアプローチ(単純化したアプローチ)を適用した場合と同じ結果を生じさせるものであり、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定する米国会計基準と同じモデルになると考えられる。
43. このアプローチを採用する場合、米国会計基準と整合的であることから、国際的な会計基準と遜色がないものと位置付けることが可能と考えられる。また、仮にリース債権にIFRS第9号の単純化したアプローチの適用を認めるとした場合、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関(リース会社など)ではリース債権と貸付金(営業貸付金)とで一貫した取扱いを行うことができると考えられる。
44. 一方、このアプローチを採用した場合、IFRS第9号の原則に従って算定した場合と比較して引当水準が過大となる可能性があると考えられる。また、ステップ2を採用する金融機関との比較可能性が低下する可能性があると考えられる。

IV. 本資料の総括

45. 上述のとおり、正常先に区分される債務者に対する債権等の取扱いとしては、次のアプローチが考えられるものの、それぞれ異なる利点と懸念事項があると考えられる。また、関係者によって選好するアプローチは異なると考えられる。
- (1) 「正常先のうち低い内部信用格付区分」に含まれる債権等について SICR が生じているという反証可能な推定規定を設ける（本資料第 25 項から第 33 項参照。）
 - (2) 正常先に区分される債務者に対する債権等について、一律に SICR が生じていないとみなす。（本資料第 36 項から第 41 項参照。）
 - (3) 正常先に区分される債務者に対する債権について、常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定する。（本資料第 42 項から第 44 項参照。）
46. このため、企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会の専門委員に対して、各アプローチの利点及び懸念事項を踏まえて、いずれのアプローチを選好するか及びその理由についてご意見を伺うことが考えられる。また、選好するアプローチを適用することに関する懸念事項に対して、どのような対応が考えられるかについてもご意見を伺うことが考えられる。

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料第 6 項から第 46 項の事務局の分析についてご意見を伺いたい。
- ② 本資料第 45 項のアプローチに関して、各アプローチの利点及び懸念事項を踏まえて、いずれのアプローチを選好するか及びその理由についてご意見を伺いたい。
また、選好するアプローチを適用することに関する懸念事項に対して、どのような対応が考えられるかについてもご意見を伺いたい。

以 上

別紙：欧州金融機関における開示例

 ((英) Barclays⁶)

Credit risk profile by internal PD grade for loans and advances at amortised cost (audited)												
Grading	PD range %	Credit quality description	Gross carrying amount				Allowance for ECL				Net exposure €m	Coverage ratio %
			Stage 1 €m	Stage 2 €m	Stage 3 €m	Total €m	Stage 1 €m	Stage 2 €m	Stage 3 €m	Total €m		
As at 31 December 2022												
1 - 3	0.0 to <0.05%	Strong	108,494	1,787	5	110,286	16	23	3	42	110,244	—
4 - 5	0.05 to <0.15%	Strong	120,780	9,093	—	129,873	27	6	—	33	129,840	—
6 - 8	0.15 to <0.30%	Strong	27,895	7,339	—	35,234	37	23	—	60	35,174	0.2
9 - 11	0.30 to <0.60%	Strong	39,868	3,635	—	43,503	120	28	—	148	43,355	0.3
12 - 14	0.60 to <2.15%	Satisfactory	27,855	6,856	—	34,711	302	247	—	549	34,162	1.6
15 - 19	2.15 to <10%	Satisfactory	12,212	3,932	—	16,144	160	539	—	699	15,445	4.3
19	10 to <11.35%	Satisfactory	12,320	9,189	—	21,509	328	488	—	816	20,693	3.8
20 - 21	11.35 to <100%	Higher Risk	1,121	4,909	—	6,030	67	962	—	1,029	5,001	17.1
22	100%	Credit Impaired	—	—	7,081	7,081	—	—	2,216	2,216	4,865	31.3
Total			350,545	46,740	7,086	404,371	1,057	2,316	2,219	5,592	398,779	1.4

以上

⁶ <https://home.barclays/content/dam/home-barclays/documents/investor-relations/reports-and-events/annual-reports/2022/AR/Barclays-PLC-Annual-Report-2022.pdf>